

岡山市パートナーシップ宣誓制度を 拡充します

これまで性的マイノリティの方を対象としていた「岡山市パートナーシップ宣誓制度」(令和2年7月導入)を、異性パートナーも対象とする制度へと拡充します。これにより、様々な理由で法律上の婚姻関係を選ばない方にも寄り添う形を目指します。

1 内容

1. 制度の対象の拡大

これまでは、性的マイノリティの方しかパートナーシップ宣誓を行うことができませんでした。拡充後は、性的マイノリティの方だけでなく、「異性パートナー(事実婚)」の方を含めた、全てのパートナーの方にパートナーシップ宣誓を行っていただけます。

2. パートナーの子への配慮

宣誓時に交付するパートナーシップ宣誓書受領証明カードに、パートナーの15歳未満の子を自らの子として扱われたいと希望される場合に、サービス提供者に対し配慮を求める文言を追加

2 実施時期

令和6年9月1日施行

3 その他

詳細は別紙にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市人権推進課 加藤・池本 直通086-803-1070 内線3926

パートナーシップ宣誓制度の拡充のポイント

- これまでは性的マイノリティの方しか、パートナーシップ宣誓をすることができませんでした。拡充後は、性的マイノリティの方だけでなく、事実婚の方など、全てのパートナーの方に、パートナーシップ宣誓をしていただくことができます。
- 証明カードの裏面に、法的な権利・義務関係は生じるものではないが、「お二人がパートナーの15歳未満の子を自らの子として扱われたいと希望される場合は、ご配慮くださいますようお願いいたします。」の文言を追記

パートナーシップ宣誓書受領証明カード

(表)

 パートナーシップ宣誓書受領証明カード

岡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

岡山 ミコロ 様 岡山 ハコロ 様

第 35 号 令和 6 年 9 月 1 日

 岡山市長 大森 雅夫 

(裏)

このカードの提示を受けられた方へ

このカードは、お二人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを岡山市として証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、お二人がパートナーの15歳未満の子を自らの子として扱われたいと希望される場合は、ご配慮くださいますようお願いいたします。

特記事項 (戸籍上の氏名等)